

追加での書類提出が必要な方について

追加書類が
不要な方

次の**1**～**3**を満たす方は追加書類は不要です。
 申請書のみを提出してください。

- 1** 児童・生徒と同居する方(父母、祖父母等)
- 2** 大阪市の住民票の住所に住んでいる方
- 3** 児童・生徒が異なる学年に編入していない

追加書類が
必要な方

「追加での書類提出が必要な場合」の**1**～**4**に該当の方
 →本状の両面をよくご確認ください、申請書と一緒に必要書類を郵送してください。

追加での書類提出が必要な場合

	項目	提出書類	提出方法
1	児童・生徒と申請者が別居	児童・生徒の「健康保険証」の表面の写し、 または、ひとり親医療証の写し(※1)。 さらに、申請者の住民票が大阪市内に ないとき、申請者の本人確認書類の写し(※2)。	<u>写しは本状の裏面に 貼り付け、申請書と 一緒に郵送ください。</u>
2	住民票の住所と現住所が異なる	申請者の本人確認書類の写し(※2)	
3	異なる学年に編入している	児童・生徒の「学生証」の写し もしくは「在学証明書」	
4	里親が委託若しくは一時保護委託され た小学5・6年生について申請する場合 障がい児入所施設の長が、措置されて いる小学5年生～中学3年生若しくは 一時保護委託されている児童について 申請する場合 その他の児童福祉施設等の長(※3)が、 措置若しくは一時保護委託されている 小学5・6年生について申請する場合	里親・施設入所等申立書	申立書は事務局へ ご連絡ください。

※1: 提出書類の「扶養主」が申請者でなければ、「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る監護・生計関係申立書」の提出も必要です。

※2: a.マイナンバーカード(表面)、b.健康保険証(現住所の記載が裏面の場合は両面)、c.運転免許証(現住所変更の記載がある場合は両面)のうち、いずれか1点。さらに、現住所が公的書類と異なる場合「大阪市習い事・塾代助成の受給資格に係る申立書(その他)」の提出も必要です。

※1※2、追加で申立書の提出が必要な方はこちらからダウンロードが可能です。
 ダウンロードが困難な場合は運営事務局までお問い合わせください。

申立書DL



※3: 大阪市が管轄している児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホームの各施設を指します。

送付台紙

表①②③の方は、写し等を本状に貼り付け、申請書と一緒に郵送してください。

※貼り付けの際は写しが重ならないようにしてください。

表①②の方

「マイナンバーカードの写し」は表面のみ送付してください(個人番号は不要です)。
「健康保険証の写し」はマジック等で「保険者番号」「被保険者等記号・番号・枝番」「QRコード」を塗りつぶしてください。

表③の方

「学生証」の写し、「在学証明書(A4サイズ未満)」は、本状に貼り付けてください。

申立書を提出する方

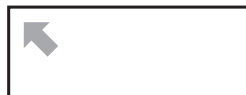
表①②のうち提出が必要な方、表④の方

申立書は貼り付ける必要はありません。そのまま申請書に同封してください。

- 申請書と必要書類、関係公簿に基づいて、大阪市で審査します。
ただし、関係公簿等で確認できない場合には、追加で書類が必要になる場合があります。



必要書類
写し
貼り付け欄



必要書類
写し
貼り付け欄



必要書類
写し
貼り付け欄



必要書類
写し
貼り付け欄

